

佐賀県地域医療対策協議会専門研修ワーキンググループ設置要綱

令和元年 9 月 17 日佐賀県地域医療協議会決定

(設置)

第 1 条 佐賀県地域医療対策協議会運営要項第 5 条第 5 項の規定に基づき、医師の専門研修に関する事項の調査検討するため、佐賀県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）に佐賀県地域医療対策協議会専門研修ワーキンググループ（以下「専門研修WG」という。）を設置する。

(調査検討事項)

第 2 条 専門研修WGにおいて調査検討する事項は以下の事項とする。

- (1) 医師法第 16 条の 8 第 4 項における厚生労働大臣に対する知事の医師の専門研修等についての意見に関すること
- (2) 専門医の診療科間・地域間の偏在に関すること
- (3) 専門医の育成・確保に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 専門研修WGは、座長、委員、臨時委員をもって構成する。

- 2 座長を一人置き、協議会委員のうちから、協議会会長が任命する。
- 3 座長は、専門研修WGを総括する。
- 4 委員は、座長が任命する。

(運営)

第 4 条 専門研修WGは、座長が招集する。

- 2 座長は、特別の事項を調査検討するため、その都度、当該特別の事項に関し専門知識を有する者を臨時委員として出席させ、説明を求め、または、意見を述べさせることができる。
- 3 専門研修WGは原則公開とし、医師や患者の情報、医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。
- 4 座長は、専門研修WGの調査検討の結果について、協議会に報告するものとする。

(事務局)

第 5 条 専門研修WGの庶務は、健康福祉部医務課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、専門研修WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 17 日から施行する。